

# UBC情報

発行： 2025年3月3日

No. 297

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～  
確定申告の期限は3月17日（月）までとなっています。

振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。

申告所得税	4月23日（水）
個人事業主の消費税	4月30日（水）

## トピックス

### 贈与税の申告が必要となる場合

令和6年分の贈与税の申告は本年2月3日～3月17日です。令和6年中に個人から財産の贈与を受けた方（扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる財産の贈与などは除く）で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります。

#### ◆贈与税の申告が必要となるケース

##### ◎合計110万円超の贈与を受けた場合（暦年課税）

贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円（基礎控除額）を超える場合は申告が必要です。直系尊属からの贈与で、受贈者が18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

##### ◎相続時精算課税を適用する場合

特定の贈与者（原則60歳以上の父母・祖父母など）からの贈与について暦年課税に代えて適用できる相続時精算課税は、令和6年分から年110万円の基礎控除が設けられたため、本制度を選択した贈与者から110万円を超える贈与があった場合に申告が必要です。なお、本制度を初めて選択する場合は申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

##### ◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合

直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金について、贈与税が一定限度額（省エネ等住宅は1千万円、それ以外は500万円）まで非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

##### ◎配偶者控除の特例を適用する場合

婚姻期間が20年以上である配偶者から贈与を受けた居住用不動産又は居住用不動産の購入資金について、2千万円を控除する特例を適用する場合は申告が必要です（適用は同じ配偶者からの贈与について一度限り）。

#### 中小企業の新規事業を支援する補助金

既存事業とは異なる新規事業（新製品又は新サービスを新規顧客に提供）に挑戦する中小企業等の設備投資等を支援する「中小企業新事業進出補助金」が創設されます（本年4月頃に開始予定）。

本補助金は、新規事業を行う事業者が一定の要件（\*付加価値額の年平均成長率が4%以上、\*事業所内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上の高い水準など）を満たす3～5年の事業計画に組み込む場合に、建物費や構築物費、機械装置・システム構築費、広告宣伝費などを補助します。

また、補助率は1/2で、補助上限額は従業員数に応じて設定されており、20人以下の場合は最大3千万円、101人以上の場合は最大9千万円です。



## DC一時金と退職金等を受け取る場合

令和7年度税制改正大綱では、確定拠出年金（iDeCoや企業型DC）を一時金で受け取った後、一定期間内に退職金等を受け取る場合における退職所得控除の調整規定の見直しが盛り込まれています。

### ◆退職所得控除の計算上、重複期間を排除

確定拠出年金を老齢一時金（DC一時金）で受け取った場合は、退職所得として取り扱われ、勤続期間（加入期間）に応じた退職所得控除や1/2課税の適用を受けることができます。ただし、DC一時金と会社からの退職金等を一定期間内に受け取る場合などは、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する規定があります。

先にDC一時金を受け取った後に会社からの退職金を受け取るケースでは現行、退職金を受け取った年の前年以前4年以内にDC一時金を受け取っている場合に勤続期間等の重複排除が適用されます。そのため、例えば60歳でDC一時金を受け取り、65歳で退職金を受け取った場合は重複排除はなく、勤続期間に応じた退職所得控除を受けられました。

### ◆令和8年から重複排除の対象期間が拡大

しかし、令和7年度税制改正において、退職金等を受け取った年の前年以前「9年内」にDC一時金を受け取っている場合を勤続期間等の重複排除の対象とする見直しが予定されています。

この改正は、令和8年1月1日以後にDC一時金の支払を受けている場合で、同日以後に支払を受けるべき退職金等について適用されます。

なお、退職金等を受け取った後にDC一時金を受け取るケースでは、前年以前19年以内に退職金等を受け取っている場合が重複排除の対象です（改正なし）。

## 令和7年度の雇用保険料率は引下げに

厚労省は令和7年度の雇用保険料率について、現行から0.1%引下げの案を提示し了承されました。料率の引下げは8年ぶりとなります。

これにより、本年4月から一般事業は1.45%（事業主0.9%、労働者0.55%）となります。また、農林水産業及び清酒製造業は1.65%（事業主1.0%、労働者0.65%）、建設業は1.75%（事業主1.1%、労働者0.65%）です。

## 一定の国外財産を保有している場合は

その年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出しなければなりません（正当な理由なく提出がない又は虚偽記載の場合は罰則あり）。

国税庁によると、令和5年分の国外財産調書の提出件数は1万3243件でした。また、調書に記載された総財産額は6兆4897億円となり、そのうち「有価証券」が約6割（4兆905億円）を占めています。

なお、令和5年分から国外財産調書の提出期限は「その年の翌年の6月30日」となっています（財産債務調書も同様）。

## 令和7年度の協会けんぽ保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和7年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定しました。本年3月分（4月納付分）から適用されますので、確認しておきましょう。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、据置きの大分県を除き改定となり、引上げが28道県、引下げが18都府県です。

また、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.59%（現行1.60%）に引下げとなります。

### <山口県の保険料率>

健康保険料  
介護保険第2号被保険者に該当しない場合  
⇒10.36%（引き上げ）  
介護保険第2号被保険者に該当する場合  
⇒11.95%（引き上げ）  
厚生年金保険料は18.300%（現行通り）



発行元 (有)ユーピーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 297

発行：2025年  
3月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 事業活動計算書各論

### サービス活動収益④ 就労支援事業（概要）

#### 1. 就労支援事業会計の概要

就労支援事業とは障害者総合支援法（以下「法」という。）が定める事業の一つであり、就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」があります。

「就労継続支援」は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする事業をいいます。「就労移行支援」は、就労を希望する障害者等につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする事業をいいます。

就労支援事業のうち、附属明細書作成が求められる対象範囲は、法で規定する「就労移行支援」「就労継続支援A型（雇成型）」「就労継続支援B型（非雇成型）」とされており、それぞれの事業概要は以下の通りです。なお、法5条第7項に基づく生活介護等において、生活活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとされています（運用指針26項（2）エ(ア)）

事業	概要	対象者
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う事業。	企業等への就労を希望する者
就労継続支援A型（雇成型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業。	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者
就労継続支援B型（非雇成型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

(総合福祉研究会)



## 介護

### 要介護認定の審査期間短縮の議論が始まりました 現在、認定期間の平均値は上位25%でも「31.7日」

公的介護保険サービスを受けるためには市町村から「要支援、要介護状態である」と認定されることが必要です。その認定審査期間について介護保険法第27条第11項には、「第1項の申請(要介護認定の申請)に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内に行わなければならない。…」とあります。

しかし、実際に「申請から認定結果が通知される」までの平均期間を見ると、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度下半期以外は35日以上で推移しており、令和4年度下半期は40.2日と、40日を超えるまでに長期化(悪化)しています。また全国の各市町村(1,735市町村)別に認定審査期間の平均日数は、最短が20.0日、中央値は38.9日で最長は78.7日、上位25%(25パーセントイル)でも31.7日であり、「30日以内」をクリアできておらず、下位25%では48.1日以上となっています。審査期間の平均値が30日以内である市町村は、全1,735市町村のうちわずか97自治体、率にして5.6%という状態です。

こうした状況を踏まえ、その改善を図る議論が、昨年12月9日に開催された社会保障審議会・介護保険部会で始まりました。今後厚生労働省が審査期間短縮の環境整備のための目安となる期間などの具体案を示し、2024年度内の実施を目指します。

高齢化の進展による要介護申請の増加に対し、限られた自治体職員や医師(主治医)数等で対応しなければならない現状では、「30日以内に認定する」という介護保険法の規定の見直しを検討すべきではないか、との声もあります。領ける部分もありますが、要介護の国民に対して早期に必要な介護サービスを提供するという制度の目的を考えれば、審査方法の見直しやデジタルやAIの活用等による合理化で、認定審査機関の短縮が図られることを望みます。

(総合福祉研究会)

## 保育

### 児童虐待対応を強化 法改正で保育所に通報義務

児童虐待への対応強化を柱とした児童福祉法などの改正案がこのほど判明した。保育所や母子生活支援施設などの職員による虐待について、発見した人に通報義務を課す。民間シェルターが一時保護委託を受ける場合については、保護期間中のケアの質を統一するため登録制度を設ける。予算関連法案として、3月上旬に国会に提出される見通しだ。

一時保護中の子どもと保護者の面会制限も範囲を広げる。現在、虐待する保護者から子どもを離して一時保護している間、児童相談所は保護者に子どもとの面会を制限できる。

しかし、虐待の「疑い」の段階での制限は法律上、明確になっていない。子どもの安全のため、疑いの段階で面会制限をする児相はあるが、その是非を争う裁判で違法だとする判決が出たこともあり、法改正を求める声が高まっていた。

#### 地域限定保育士特例を一般化

改正法案のもう一つの柱は保育士確保の強化だ。その一つが国家戦略特別区域に限って特例で認めている「地域限定保育士」の一般制度化で、現在は神奈川県、沖縄県、大阪府が実施している。深刻な保育士不足を背景に、一般制度化が求められていた。

地域限定保育士は2015年度にスタート。自治体の試験に合格し、登録後3年間はその自治体限定で働くことができる。その後は一般の保育士と同様に全国で働ける。子ども家庭庁が示す全国展開の方針案によると、年2回の通常の保育士試験でも不足する場合に限ることとする。地域限定保育士が他県で働く場合にも一定の条件を課す。

このほか、現在は予算事業で行っている「保育士・保育所支援センター」(都道府県、政令市、中核市に設置)について児童福祉法に位置付ける。業務内容も明確にし、潜在保育士の復職支援体制を整える。

(福祉新聞)

